

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会

第1回総務企画専門委員会



つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日時 令和7年1月16日(木) 14時00分～

会場 社会教育センター 2階 研修室5

第1回総務企画専門委員会 次第

1 開 会

2 事務局長あいさつ

3 報告事項

- ・報告事項1 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ大会会期及び日本のひなた国スポ競技会会期の決定について・・・・・・・・・・ P 1
- ・報告事項2 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会の設置について・・・・・・・・・・ P 3
- ・報告事項3 「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」開催決定イベント出展について・・・・・・・・・・ P 4
- ・報告事項4 「SAGA2024」国スポ・障スポ本大会等視察報告及び「SAGA2024」事業概要説明会の報告・・・・・・・・・・別冊

4 審議事項

- ・第1号議案 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市歓迎装飾・おもてなし実施要項(案)について・・・・ P 5
- ・第2号議案 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市案内所・休憩所設置運営要項(案)について・・・・ P 6
- ・第3号議案 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市売店設置運営要項(案)について・・・・・・・・ P 8

5 その他

6 閉 会

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会
 総務企画専門委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	所属機関・団体	役 職	氏 名
委員 長	延岡観光協会	事務局長	浜松 泰宏
副委員 長	延岡市区長連絡協議会	副会長	稲吉 悦夫
委 員	延岡市スポーツ協会	副会長	吉田 建世
	九州医療科学大学	教授	正野 知基
	延岡市保育協議会	副会長	小川 靖子
	延岡市学校法人立幼稚園協会	会長	三宅 貴之
	延岡市小中学校校長会	校長	岡崎 裕也
	宮崎県県立学校校長会	県北地区理事	肱岡 憲吾
	延岡しろやま支援学校	教諭	日下部 亮一
	宮崎県農業協同組合	延岡地区本部長	楠田 富雄
	延岡市水産振興委員会	総務課長	酒井 健史
	旭化成株式会社 延岡支社		柴田 一仁
	のべおか道の駅株式会社	取締役営業部長	脇坂 光一
	延岡市商店会連合会	会長	友井 康弘
	延岡青年会議所	理事長	柄浦 圭佑
	延岡市障がい者自立支援協議会	委員	太田尾 香代子
	延岡市地域婦人連絡協議会	会長	山口 和代
	延岡市さんさんクラブ連合会	事務局長	脇坂 栄三郎
	延岡市経営政策課	課長	長濱 由至
	延岡市総務課	課長	山田 隆則
	延岡市こども保育課	課長	富岡 忠伸
	延岡市障がい福祉課	課長	甲斐 幸次
	延岡市観光戦略課	課長	松井 宏紀
	延岡市教育委員会 学校教育課	課長	佐藤 健一郎

24名

報告事項 1

日本のひなた宮崎国スポ・障スポの大会会期の決定について

1 日本のひなた宮崎国スポ

令和6年7月17日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、日本のひなた宮崎国スポの大会会期が決定されたことから、次のとおり報告します。

大会会期：2027年（令和9年）9月26日から10月6日までの11日間

2 日本のひなた宮崎障スポ

令和6年11月29日に日本パラスポーツ協会及び文部科学省の協議において日本のひなた宮崎障スポの大会会期が決定されたことから、次のとおり報告します。

大会会期：2027年（令和9年）10月23日から10月25日までの3日間

報告事項 1

日本のひなた宮崎国スポ競技会会期の決定について

令和6年12月12日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会第3回国民スポーツ大会委員会において、日本のひなた宮崎国スポの競技会会期が決定されたことから、次のとおり報告します。

1 正式競技

競技名(種目)	9月					10月					
	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
バレーボール(6人制)		●	●	●	●						
軟式野球							●	●	●	●	
柔道								●	●	●	
ソフトボール		●	●	●							

2 正式競技(会期前実施競技)

競技名(種目)	9月										
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
水泳(OWS)				●							
体操(競技)	●	●	●	●							
体操(新体操)										●	●

※OWS…オープンウォータースイミング

3 公開競技

競技名	競技日程
武術太極拳	令和9年8月28日(土)～8月29日(日)
パワーリフティング	令和9年9月3日(金)～9月5日(日)

※デモンストレーションスポーツ(「3B体操」「ウォーキング」と障スポ(「バスケットボール」「車いすバスケットボール」「フットソフトボール」)の競技会会期については、後日決定されます。

報告事項 2

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会の設置について

1 趣旨

令和6年7月17日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、2027年（令和9年）に国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が宮崎県で開催することが正式に決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第25条第1項に基づき、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会延岡市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置しましたので、次のとおり報告します。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会

(2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

(3) 役員、委員等

役員、委員、顧問、参与及び専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与及び専門委員を充てるものとする。

3 関係諸規定の読み替え

これまでに決定した方針、計画及び関係諸規定のうち、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものを「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に読み替え、「第81回国民スポーツ大会」とあるものは「日本のひなた宮崎国スポ」に、「第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「日本のひなた宮崎障スポ」とそれぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項

第25条 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- 1 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

報告事項 3

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」開催決定イベント出展について

宮崎県実行委員会が主催して開催された「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」開催決定イベントに、延岡市のPRブースを出展しました。

日 時：令和6年11月3日（日） 10：00～16：00
 場 所：イオン延岡ショッピングセンター（ユニクロ跡地）
 出展内容：①延岡市実施競技（14種目）PRパネル展示
 ②おたのしみガチャコーナー（計34商品を準備し、全て配付済）
 ※ガチャは延岡市国スポ・障スポ Instagram をフォローしていただいている方が対象



延岡市国スポ・障スポ Instagram のフォロワー推移

日程	内容	フォロワー数（人）
R6. 10. 29（火）	イベント5日前（Instagramにイベント案内投稿後）	67
R6. 11. 3（日）	イベント当日：イベント終了後	322
R7. 1. 14（月）	現時点	330

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市歓迎装飾・おもてなし実施要項(案)

1 趣旨

この要項は、「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会延岡市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者を歓迎し、心のこもったおもてなしと延岡市の観光の魅力を発信するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板及び横断幕等を設置する。なお、設置にあたっては、華美・過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、それぞれ適切な期間とする。

(2) おもてなし

延岡市が発行する広報紙や LINE などを通じて市民への接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に対して必要な研修を行う。

また、大会来場者向けの飲食店マップを制作し会場内で配布するほか、掲載される飲食店に対しておもてなしに関する啓発を実施する。

(3) 観光誘客

大会開催年が「西南の役 150 年」や「ユネスコエコパーク登録 10 周年」の節目の年にあたることから、延岡市が策定する観光誘客アクションプランに沿った取り組みを実施し、観光誘客に結び付ける。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及びおもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾及びおもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市案内所・休憩所設置運営要項(案)

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 延岡市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。

イ 競技の案内に関する事。

ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関する事。

エ 迷子、遺失物及び拾得物の受付に関する事。

オ その他各種案内に関する事。

(3) 休憩所

ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関する事。

イ その他、休憩所運営に関する事。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市売店設置運営要項(案)

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 延岡市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、延岡市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

原則として各競技会の開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会が必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20㎡とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会に許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張（四方幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ宮崎県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等で仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱等、簡単な調理（かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

8 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のうち該当するすべての条件を満たすものとする。

(1) 市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

ア 第78回国民スポーツ大会以降の国民スポーツ大会、競技別リハーサル大会で出店実績のある者

イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めたもの

ウ その他実行委員会が認めた者

(2) 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

(3) 法令等により許認可等を要する営業については、当該許認可等を受けていること。

(4) 法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。

- (5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。
- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員及び暴力団員等を雇用していないこと。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次の掲げる書類を添付したうえで売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- (5) 市税の納税証明書（写し可、発行から3ヶ月以内のもの）
- (6) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担するものとする。
- (3) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込みに係る手数料は、出店者の負担とする。
- (4) 次のいずれかに該当するものは、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、承認を受けなければならない。実行委員会は、承認したものに対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行するものとする。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めるもの。

(5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

11 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、第9の規定により出店申請を行った者について、この要項に基づき審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めたものに対して売店出店許可通知書（様式第5号）をもって通知する。

ただし、出店申請者数が各競技会場の予定出店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたいときは抽選を行う。

また、実行委員会は出店の許可決定通知をした者に対し、出店料の納付が確認された後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

12 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 消防署

延岡市火災予防条例（昭和48年延岡市条例第34号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があった者について、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

13 売店責任者

(1) 出店者は、出店した売店の従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間は常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売すること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) その他国スポの運営に支障をきたす恐れのある行為を行うこと。

15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切丁寧な対応を心掛けること。
- (2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (3) ブース及びその周辺の清掃は、出店者の責任にもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (4) 販売品等には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行うこと。
- (5) 販売品等の搬入に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入出車両は1出店者につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (9) 実行委員会に申告して火気器具等又は燃料等危険物を使用する売店にあつては、売店内に必ず消火器を設置すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (12) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

16 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

17 事故等発生時の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。

18 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令等に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

19 損害賠償

出店者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

22 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに

使用するものとし、その他の目的には使用しない。

23 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、別に定める。

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

電話番号

売店出店申請書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、延岡市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会延岡市売店設置運営要項第9の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント・ケータリングカー・その他 ()
- 4 添付書類
 - ① 売店概要書（様式第2号）
 - ② 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
 - ③ 誓約書兼承諾書（様式第4号）
 - ④ 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し
（保健所の許可等が必要な商品の場合）
 - ⑤ 市税の納税証明書（写し可、発行から3ヶ月以内のもの）
 - ⑥ 売店責任者及び従事者の本人確認書類
（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- 5 その他

当該売店出店申請書は、出店を希望する競技毎に提出してください。また、申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類⑤は1通のみで構いません。

売店概要書

フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			
代表者役職及び氏名			
代表者生年月日	年	月	日
連絡先	【電話】	【FAX】	
メールアドレス	@		
出店担当者	【氏名】	【電話】	
業種			
主要取扱品目 <small>(該当品目を○で囲んでください)</small>	スポーツ用品 ・ 国スポ記念グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他 ()		
国体等出店実績			
営業開始年月日	年	月	日
	従業員数		人
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号	取得年月日
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有 ・ 無
火気器具等の使用有無	有 ・ 無		

販売品目価格等一覧

No.	商品名	予定数量	販売価格 (円)	備考 (承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。 16

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

※売店責任者及び従事者には、フリガナを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考

※車両の種類は、「2トントラック」「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込み備品一覧表（実行委員会が準備する備品以外）

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気使用に伴う備品を使用する場合は必ず記入してください。

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

誓約書兼承諾書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポへの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、延岡市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査・照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会延岡市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員として暴力団員及び暴力団員等を雇用していません。
- 3 販売品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属

担当者氏名

電話番号

FAX

E-mail

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市実行委員会 会長

売店出店許可決定通知書

本市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。

つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 () までに売店料の納入をお願いします。

また、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会延岡市売店設置運営要項第12(1)の規定に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、年 月 日 () までに営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを提出してください。

記

- 1 出店競技 _____
- 2 出店会場 _____
- 3 出店形態 テント (張) ・ケータリングカー・その他 () _____
- 4 売店料 _____ 円
- 5 指定振込口座

金融金名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人

【問い合わせ】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市実行委員会
担当：延岡市国スポ・障スポ推進課
〇〇・〇〇
電話：0982-20-7520 FAX：0982-20-7521
E-mail kokusupo@city.nobeoka.miyazaki.jp

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市実行委員会 会長

売店出店許可証

年 月 日付で申請があった日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおける本市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 役 職 名 及 び 氏 名	
出 店 許 可 競 技 (会 場)	(会 場 名 :)
出 店 許 可 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
販 売 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市売店設置運営要項を遵守すること。

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
延岡市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

売店出店料免除申請書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、延岡市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店料について、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会延岡市売店設置運営要項第10(4)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店競技名 _____ (会場名 : _____)

2 免除申請の理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が特に認めるもの

(連絡担当者)

担当者所属

担当者氏名

電話番号

F A X

E-mail

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

日本のひなた宮崎国スポーツ・障害スポーツ
延岡市実行委員会 会長

売店出店料免除決定通知書

年 月 日付で申請があった日本のひなた宮崎国スポーツ・障害スポーツにおける本市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり免除することが決定したので通知します。

記

1 出店競技名 _____ (会場名 : _____)

2 免除理由 (左欄に○印の記入がある項目に該当します)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が特に認めるもの

【問い合わせ】

日本のひなた宮崎国スポーツ・障害スポーツ
延岡市実行委員会
担当：延岡市国スポーツ・障害スポーツ推進課
○○・○○
電話：0982-20-7520 FAX：0982-20-7521
E-mail kokusupo@city.nobeoka.miyazaki.jp

